

熊本空港周辺における高さ制限について

熊本空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さを制限する表面（進入表面・転移表面・水平表面・円錐表面・外側水平表面）が設定されています。（法律：航空法第49条）

この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されています。

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に熊本国際空港株式会社までお問い合わせいただければ、制限表面の種類および制限表面海拔高についてご回答いたします。

物件等には、T Vアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記のお問合せ先まで、お問い合わせ下さい。

- ※ お問い合わせ先 熊本国際空港株式会社 総務・経理部
- TEL 096-232-2311
- FAX 096-232-2500
- MAIL kkiac-seigenhyomen@kumamoto-airport.co.jp
- 電話受付時間：9時00分から17時45分まで
- ※土日、祝日を除く

制限表面に関する詳細は、下記大阪航空局ホームページをご参照願います。

ホームページURL：<http://ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

高さ制限問い合わせフォームのダウンロード

- ▶ [Wordデータダウンロード（一般用）](#)
- ▶ [Wordデータダウンロード\(ドローン等用\)](#)
- ▶ [PDFデータダウンロード（一般用）](#)
- ▶ [PDFデータダウンロード\(ドローン等用\)](#)

